

年 月 日

失念救済請求書

会社名	
-----	--

東京証券代行株式会社 へ

社債、株式等の振替に関する法律133条第2項の定めに基づき、下記記載の、名義人の特別口座に記載または記録されている貴社振替株式は、失念株主名義の特別口座に記載または記録されるべきものですので、失念株主名義の特別口座を開設するとともに、該当口座を振替先口座として、当該株式についての振替を請求します。

1. 失念株主（請求者）

住所	〒 — (日中連絡先) — —	
氏名	(フリガナ)	印

2. 名義人（裏面の必要書類をご提出いただく場合は、氏名欄のみご記入ください。）

住所	〒 — (日中連絡先) — —	
氏名	(フリガナ)	届出印

3. 振替の対象となる株式数

株 式 数	
-------	--

社用欄

銘 柄 コ ー ド

株 主 番 号

証印		担当

必 要 書 類

1. 名義人と共同請求する場合
 - (1) 失念株主の株主票
 - (2) 失念株主の本人確認書類
2. 失念株主が単独で請求する場合
 - 失念株主が名義人の相続人その他の一般承継人である場合（振替制度の取扱い開始前に承継したものに限ります。）
 - (1) 失念株主の株主票
 - (2) 相続人であることを確認できる戸籍謄本
 - (3) 共同相続人同意書(他に相続したことを証する書面がある場合は不要です。)
 - (4) 相続人全員の印鑑登録証明書
 - (5) 失念株主の本人確認書類
 - 株券を発行する旨の定款の定めを廃止した日から1年以内である場合
 - (1) 当該請求の対象となる株式に係る株券
 - (2) 当該廃止の日の前に当該株式を取得し、または当該株式を目的とする質権の設定を受けたことを証する以下のいずれかの書面
 - ① 証券会社が発行した受渡証書
 - ② 売買契約書、贈与契約書等株式の所有権を移転させる契約書
【 名義人の実印の捺印があり、契約日において有効な印鑑登録証明書
が添付されたもの。または公正証書によるものに限ります。 】
 - ③ 証券会社の取引報告書
【 当該廃止の日の前に取得した旨および当該廃止の日の前に払出
した旨が明らかであるものに限ります。 】
 - ④ 質権設定契約書
【 名義人の実印の捺印があり、契約日において有効な印鑑登録証明書
が添付されたもの、または公正証書によるものに限ります。 】
 - (3) 失念株主の株主票
 - (4) 失念株主の本人確認書類
 - 本件請求を名義人に命ずる判決であって執行力を有するもの、またはこれと同一の効力を有する法律上の手続きがなされた場合
 - (1) 判決正本もしくは謄本、またはこれに準ずる書類(和解調書・調停調書等)
 - (2) 失念株主の株主票
 - (3) 失念株主の本人確認書類

ご 注 意

1. 名義人の方と共同してご請求される場合は、失念株主の欄および名義人の欄にそれぞれご記入、ご捺印ください。なお、名義人の方はお届出印をご捺印ください。
2. 今後のお手続きに支障がありますので、失念株主の方の氏名または名称および住所は、ご本人確認書類に記載されたものをご記入ください。
3. 失念株主が質権者に該当される場合は、開設する失念株主の特別口座の質権欄にお振替えします。
4. 普通株式以外の振替株式についてお申し出いただく場合は、表面3. 「振替の対象となる株式数」欄に株式の種類をご記入ください。